

7. 保育所・小規模保育園

保育所とは

保護者が仕事や病気等の理由で、家庭において児童を保育することができない場合に、その児童を保護者に代わって保育する施設です。0歳から小学校就学前の子どもを預かります。

入所の可否は町と各園で協議し、保護者宛てに保育所の入所決定通知または保留通知を送付します。

▶ 申込窓口 **子育て支援課** ☎096-293-5981

▶ 保育時間 7：00～18：00

▶ 保育所一覧（マップ P29参照）

園名	電話(096)	延長 保育	休日 保育	障がい 児保育	一時 保育	こども 誰でも 通園制度
大津	293-2139	○	○	○	○	○
一字	293-2560	○	—	○	—	—
杉水	293-8156	○	—	○	—	○
大津いちご	294-9407	○	—	○	—	○
よろこび	294-0155	○	—	○	—	○
第二よろこび	294-0055	○	—	○	○	○

● 延長保育

仕事の都合などで午後6時までに迎えに行けないとき、保育の延長を行います。

▶ 時間 18：00～19：00 （大津保育園は20時まで、料金別）

▶ 料金 200円/日（2,500円/月）

● 休日保育

仕事などのため、休日に家庭保育ができない保育園児等を預かります。

▶ 対象 保育施設※に入所している児童 ※保育所、小規模保育園、認定こども園保育部分

▶ 場所 大津保育園

▶ 時間 原則8：30～17：00のうち、8時間以内

▶ 開所日 日曜祝日（12/29～翌年1/3は休園）

▶ 料金 2,000円/日

▶ 申込み **大津保育園** ☎096-293-2139 （利用日の1週間前までに登録および申込み）

● 障がい児保育

集団生活が可能な、障がいのある児童をお預かりします。

障がい児を受け入れている保育所に保育士を多く配置し、障がい児の受入れを図るとともに、必要な設備整備等に助成を行っています。

● 一時保育

P7「保育所での一時保育」参照。

● こども誰でも通園制度

P7「こども誰でも通園制度」参照。

小規模保育園とは

0歳～2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日まで)の保育園です。

職員数や保育室の面積基準などは認可保育所と同等で、給食も各施設で提供します。

10名程度の小規模園のため、保育者が子ども一人ひとりと接する機会が多く、より家庭に近い環境で手厚く子どもの成長を見守ります。

保育料や申込み方法、入所協議については保育所と同様です。

▶ 小規模保育園一覧 (マップ P29参照)

園名	電話(096)	保育時間	延長保育	延長保育料
ぴちゅ	090-9598-5611	7:00 - 18:00	18:00 - 18:30	500円/回
みんなのおうち	321-7002	7:30 - 18:30	—	—
おひさま	293-9711	7:00 - 18:00	—	—
ちゅうりっぷ	090-9321-1101	7:30 - 18:30	—	—

